

特定粉じん排出等作業とは（大気汚染防止法施行令第3条の4）

- | |
|--|
| ①特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業 |
| ②特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を改造し、又は補修する作業 |
- （注）特定建築材料を囲い込み又は封じ込める作業も含まれます。

「特定建築材料」とは
①吹付け石綿 ②その他の石綿を含有する建築材料
「建築物」とは
建築物とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備が含まれる。
「工作物」とは
工作物とは、建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等をいう。
「封じ込め」とは
大気への特定粉じんの排出及び飛散が生じないようにしながら特定建築材料の表面又は内部に固化剤を浸透させるなどして、特定粉じんの飛沫防止及び特定建築材料の損傷防止を図ること。

特定建築材料に該当する建築材料の例

区 分	建築材料の具体例
吹付け石綿	①吹付け石綿、②石綿含有吹付ロックウール(湿式・乾式)、 ③石綿含有吹付パーミキュライト、④石綿含有吹付パーライト
石綿を含有する断熱材 (吹付け石綿を除く)	①屋根用折板裏石綿断熱材、②煙突用石綿断熱材
石綿を含有する保温材 (吹付け石綿を除く)	①石綿保温材、②石綿含有けいそう土保温材、③石綿含有パーライト保温材、④石綿含有けい酸カルシウム保温材、 ⑤石綿含有パーミキュライト保温材、⑥石綿含有水練り保温材
石綿を含有する耐火被覆材 (吹付け石綿を除く)	①石綿含有耐火被覆材、②石綿含有けい酸カルシウム板第2種
石綿含有成形板等	①石綿含有スレート(波板)、②石綿含有けい酸カルシウム板第1種、③石綿含有窯業系サイディング、④石綿含有化粧せっこうボード、⑤石綿含有ロックウール吸音板、⑥石綿含有ビニル床タイル
石綿含有仕上塗材	①建築用仕上塗剤(吹付けパーミキュライト、吹付けパーライトは除く) ②建築用下地調整塗材

(注) 上記以外でも、建築材料の製造又は現場施工における建築材料の調整に際して石綿を意図的に含有させたものは特定建築材料に該当する。石綿を意図的に含有させたことが不明な場合にあっては、石綿の当該建築材料の重量が0.1%を超えるものは該当する。